

2009年2月23日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号 8604  
東証・大証・名証第一部

## **新株式発行及び株式売出し並びに 新株式発行に係る発行登録の取下げについて**

野村ホールディングス株式会社(執行役社長兼 CEO:渡部賢一)は、本日開催の経営会議( )において、新株式発行及び当社株式の売出しについて決議いたしました。併せて、新株式発行に係る発行登録の取下げを行いましたので、それぞれ、下記のとおりお知らせいたします。

経営会議は、代表執行役及び執行役によって現在構成されている当社の会議体であり、2008年3月27日(木)開催の取締役会決議により株式の発行を含む重要な業務の執行の決定を委任されております。

### 記

#### I. 公募による新株式発行

- 募集株式の種類及び数 下記(1)乃至(3)の合計による当社普通株式 716,400,000 株
  - 下記 4.(1)に記載の国内一般募集における当初買取引受会社の買取引受の対象株式として当社普通株式 341,400,000 株
  - 下記 4.(2)に記載の海外募集における海外当初買取引会社の買取引の対象株式として当社普通株式 310,800,000 株
  - 下記 4.(2)に記載の海外募集における海外当初買取引会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 64,200,000 株
- 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、2009年3月9日(月)から2009年3月11日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。ただし、市場動向等を考慮して、発行価格等

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

決定日を繰り上げることがあり、最も早い場合で、2009年3月4日(水)まで繰り上げることができる。

3. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

(1)国内一般募集

国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とする。三菱UFJ証券株式会社(以下「当初買取引受会社」という。)が国内一般募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、野村証券株式会社及び三菱UFJ証券株式会社(当初買取引受会社を含み、以下「国内幹事会社」という。)が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合は国内幹事会社が当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。

(2)海外募集

海外における募集(以下「海外募集」という。)は欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダにおいては適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集とする。Mitsubishi UFJ Securities International plc(以下「海外当初買取会社」という。)が海外募集に係る新株式を買取り、Nomura International plcを主幹事引受会社とする海外引受会社(以下「海外引受会社」という。)が当該株式の海外募集の取扱いを行い、残株が生じた場合は海外引受会社が海外当初買取会社よりこれを引受ける。また、海外当初買取会社に対して上記1.(3)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。ただし、海外当初買取会社はグローバル・コーディネーターの指示に従って当該当社普通株式を買取る権利の行使を行うものとする。

なお、上記(1)及び(2)に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 341,400,000株及び海外募集 375,000,000株(上記1.(2)に記載の買取りの対象株式 310,800,000株及び上記1.(3)

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式(64,200,000株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

また、上記(1)及び(2)に記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのグローバル・コーディネーターは野村證券株式会社とする。

5. 申 込 期 間 ( 国 内 ) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
6. 払 込 期 日 2009年3月16日(月)から2009年3月18日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とし、市場動向等を考慮して発行価格等決定日を繰り上げた場合には、払込期日も繰り上がり、最も早い場合で、2009年3月11日(水)となる。
7. 申 込 株 数 単 位 100株
8. 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、執行役社長兼 CEO 渡部賢一に一任する。
9. 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## II. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

1. 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 33,600,000 株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
2. 売 出 人 三菱 UFJ 証券株式会社

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

3. 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。)
4. 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、三菱 UFJ 証券株式会社が当社株主から 33,600,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
5. 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
6. 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
7. 申 込 株 数 単 位 100 株
8. 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、執行役社長兼 CEO 渡部賢一に一任する。
9. オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### III. 第三者割当による新株式発行

1. 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 33,600,000 株  
種 類 及 び 数
2. 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 公 募 に よ る 新 株 式 発 行 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。  
決 定 方 法
3. 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 37 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。  
資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 上 記 の 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
4. 割 当 先 三 菱 UFJ 証 券 株 式 有 限 公 司
5. 申 込 期 間 (申 込 期 日) 2009 年 3 月 26 日 (木)
6. 払 込 期 日 2009 年 3 月 27 日 (金)
7. 申 込 株 数 単 位 100 株
8. 上 記 5. に 記 載 の 申 込 期 間 (申 込 期 日) ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は 、 発 行 を 打 切 る も の と す る 。
9. 払 込 金 額 、 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 、 そ の 他 第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て は 、 執 行 役 社 長 兼 CEO 渡 部 賢 一 に 一 任 す る 。
10. 第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 に つ い て は 、 金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る 。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

IV. 新株式発行に係る発行登録の取下げ

1. 取下げた発行登録の概要

- <1>提出日 2009年2月6日(金)
- <2>募集有価証券の種類 当社普通株式
- <3>発行予定期間 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで  
(2009年2月19日~2010年2月18日)
- <4>発行予定額 3,000億円

2. 発行登録による新株式の発行実績

なし

3. 発行登録の取下げ理由

発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「II. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJ証券株式会社が当社株主から33,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、33,600,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を三菱UFJ証券株式会社に取得させるために、当社は2009年2月23日(月)開催の当社経営会議において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする当社普通株式33,600,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、2009年3月27日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2009年3月19日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社が

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、三菱 UFJ 証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記の他、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式がある場合には、かかる当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。また、かかる当社普通株式及び安定操作取引によって取得した株式の全部又は一部を、海外募集における株式の決済の一部にあてるため、海外当初買取会社に譲渡する可能性があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、申込期間中に申込みのなされなかった株式より借入れ株式の返却に充当する株式数並びに安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、三菱 UFJ 証券株式会社は、グローバル・コーディネーターの指示に従って、第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、三菱 UFJ 証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、三菱 UFJ 証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、上記記載の取引に関して、三菱 UFJ 証券株式会社は、野村證券株式会社と協議の上、これらを行います。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,965,919,860株 (2009年1月31日現在)
公募増資による増加株式数	716,400,000株 (注)1.
公募増資後の発行済株式総数	2,682,319,860株 (注)1.
第三者割当増資による増加株式数	33,600,000株 (注)2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	2,715,919,860株 (注)2.

(注)1. 海外当初買取会社が前記「I. 公募による新株式発行」1.(3)に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 前記「III. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱 UFJ 証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 302,015,229,000 円については、日本を含むアジア及び欧州におけるビジネス基盤の強化のため、全額をそれぞれの地域における当社の連結子会社への出資及び貸付に充当する予定です。連結子会社は、その資金を運転資金に充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の充当状況

全額充当済です。

### (3) 業績に与える見通し

当社グループの資本を充実させ、収益性や成長性を見込める事業への資本の配分を行うことで、当社グループの成長性、収益性を高めると共に株主価値を向上させるものと考えています。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直して参ります。

- ・事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

## (2) 配当決定に当たっての考え方

2009年1月27日開催の取締役会において、2010年3月期の「剰余金の配当等に関する基本方針」を見直し、従来の株主資本配当率(DOE)をベースとした考え方を改め、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとし、安定的な支払いに努めることといたしました。また、配当回数については、従来の年4回(基準日:6月30日、9月30日、12月31日、3月31日)の支払いを改め、原則として年2回(基準日:9月30日、3月31日)の支払いといたします。

## (3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、株主価値の向上に繋げるべく、インフラの整備・拡充も含め、高い収益性・成長性を見込める事業分野に引き続き有効投資して参ります。

## (4) 過去3決算期間の配当状況等

	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期
基本的1株当たり当期純利益 又は当期純損失( )(連結)	159.02円	92.25円	35.55円
1株当たり年間配当金	48.00円	44.00円	34.00円
(第1四半期)	(-円)	(8.00円)	(8.50円)
(第2四半期)	(12.00円)	(8.00円)	(8.50円)
(第3四半期)	(-円)	(8.00円)	(8.50円)
(第4四半期)	(36.00円)	(20.00円)	(8.50円)
実績配当性向(連結)	30.18%	47.70%	-%
自己資本当期純利益率(連結)	15.48%	8.28%	3.25%
純資産配当率(連結)	4.69%	3.95%	3.11%

- (注)1. すでにお知らせの通り、2009年3月期の年間配当予想額は、支払済みのものも含め、1株当たり25円50銭といたします。これにより、第4四半期末を基準日とする配当は見送る予定です。(2009年1月27日発表、「2009年3月期の配当および2010年3月期の「剰余金の配当等に関する基本方針」について」をご参照ください。)
2. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均)で除した数値であります。
3. 純資産配当率は、年間配当金総額を純資産(期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均)で除した数値であります。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の残高等は 2008 年 12 月 31 日現在以下のとおりです。

120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債 の残高	払込期日	償還日	当初転 換価額	資本 組入額
110,000 百万円	2008 年 12 月 16 日	2014 年 3 月 31 日	745 円	373 円

当該新株予約権付社債には転換価額の調整条項が付されており、<1>時価を下回る払込金額又は<2>発行価格等決定日に適用ある転換価額を下回る払込金額をもって今回の公募増資及び第三者割当増資が行われた場合には、転換価額が調整されることがあります。<2>の場合、次に定める算式をもって転換価額は調整されます。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{1 株あたりの 払込金額}}{\text{払込金額}} \times 1.10$$

当社は、旧商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。また、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規程に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与の状況(2008 年 12 月 31 日現在)

発行決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	発行行使期間
2002 年 7 月 26 日	1,166,000 株	1,755 円	2004 年 7 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日まで
2003 年 7 月 11 日	1,230,000 株	1,584 円	2005 年 7 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日まで
2004 年 5 月 21 日	219,000 株	1 円	2006 年 6 月 5 日から 2011 年 6 月 4 日まで
2004 年 8 月 6 日	1,250,000 株	1,573 円	2006 年 7 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで
2005 年 4 月 22 日	81,000 株	1 円	2007 年 4 月 26 日から 2012 年 4 月 25 日まで
2005 年 5 月 27 日	357,000 株	1 円	2007 年 6 月 4 日から 2012 年 6 月 3 日まで
2005 年 7 月 15 日	43,000 株	1 円	2007 年 7 月 26 日から 2012 年 7 月 25 日まで

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

2005年7月15日	1,522,300株	1,380円	2007年7月1日から2012年6月30日まで
2006年4月21日	705,900株	1円	2008年4月25日から2013年4月24日まで
2006年6月8日	722,600株	1円	2008年6月13日から2013年6月12日まで
2006年7月6日	1,804,000株	2,155円	2008年7月7日から2013年7月6日まで
2006年10月5日	12,400株	1円	2008年10月11日から2013年10月10日まで
2007年4月13日	3,909,600株	1円	2009年4月26日から2014年4月25日まで
2007年6月7日	1,203,900株	1円	2009年6月22日から2014年6月21日まで
2007年7月12日	113,000株	2,331円	2009年8月2日から2014年8月1日まで
2007年7月12日	1,888,000株	2,331円	2009年8月2日から2014年8月1日まで
2007年7月12日	2,550,500株	1円	2009年8月2日から2014年8月1日まで
2007年10月4日	160,400株	1円	2009年10月20日から2014年10月19日まで
2008年4月11日	6,340,700株	1円	2010年4月24日から2015年4月23日まで
2008年6月6日	152,300株	1円	2010年6月24日から2015年6月23日まで
2008年6月6日	777,700株	1円	2010年6月24日から2015年6月23日まで
2008年7月18日	110,000株	1,602円	2010年8月6日から2015年8月5日まで
2008年7月18日	1,978,000株	1,602円	2010年8月6日から2015年8月5日まで
2008年7月18日	6,000株	1円	2010年8月6日から2015年8月5日まで
2008年7月18日	3,000株	1円	2010年8月6日から2015年8月5日まで
2008年10月24日	15,600株	1円	2010年11月11日から2015年11月10日まで
2008年10月24日	677,000株	1円	2010年11月11日から2015年11月10日まで

なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(2,715,919,860株)に対する潜在株式数の比率は6.5%となる見込みです。(120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる潜在株式数については、当初転換価格に基づき算出しております。)

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

<1>エクイティ・ファイナンスの状況

120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行

発行価額の総額 110,000 百万円  
 当初転換価額 745 円  
 払込期日 2008年12月16日

<2>過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
始 値	1,468 円	2,600 円	2,460 円	1,507 円
高 値	2,630 円	2,870 円	2,580 円	1,918 円
安 値	1,295 円	1,843 円	1,395 円	426 円
終 値	2,625 円	2,455 円	1,490 円	449 円
株価収益率	16.51 倍	26.61 倍	-	-

(注)1. 2009年3月期の株価については、2009年2月20日現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、2008年3月期に関しては、当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

以 上

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。